

第17回東京都廃棄物審議会

速 記 録

日 時：平成29年3月7日（火）10:00～11:51

場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室27

○藤井計画課長 定刻になりましたので、ただいまから第17回「東京都廃棄物審議会」総会を開催させていただきます。

委員の皆様には、本日、お忙しい中、御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただいております環境局資源循環推進部計画課長の藤井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、本日の資料確認をさせていただきたいと思います。

1枚目は座席表でございます。2枚目に会議次第をつけておりまして、会議次第の下に配付資料一覧がございます。

資料1 東京都廃棄物審議会委員名簿

資料2 東京都廃棄物審議会運営要綱

資料3 諮問書(写)及び諮問の趣旨

資料4 東京都災害廃棄物処理計画(中間まとめ)案(概要)

資料5 東京都災害廃棄物処理計画(中間まとめ)案

資料6 今後のスケジュールについて(案)

資料7 東京都資源循環・廃棄物処理計画(概要版)

資料8 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～(本文抜粋)

資料は以上でございます。過不足等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

前回、この審議会の総会、昨年度末に開かせていただきました。それから事務局もかわっておりますので、改めて本日の事務局を紹介させていただきます。

環境局長の遠藤でございます。

資源循環推進部長の谷上でございます。

調整担当部長の風祭でございます。

資源循環推進専門課長の古澤でございます。

一般廃棄物対策課長の新井でございます。

埋立調整担当課長の吉澤でございます。

産業廃棄物対策課長の須賀でございます。

産業廃棄物技術担当課長の前川でございます。

不法投棄対策担当課長の上田でございます。

改めまして、計画課長の藤井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、昨年7月22日付で、知事が空席でございましたが、東京都知事代理の副知事から、東京都廃棄物審議会の臨時委員の委嘱をさせていただきました。3名の委員の方を御紹介させていただきます。

遠藤委員でいらっしゃいます。

高田委員でいらっしゃいます。

平山委員でいらっしゃいます。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日出席いただいている方々の状況です。定足数の関係を確認させていただきます。

この審議会の委員の皆様のご総数は23名でございます。ただいま金丸委員が御欠席でございます。御出席いただいている方は19名でございますので、委員の皆様のご総数の過半数に達しております。東京都廃棄物審議会運営要綱第6第1項に規定する定足数を満たしていることを御報告させていただきます。

長くなりましたけれども、事務局からは以上でございます。

これ以降の議事進行については田中会長にお願いしたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中会長 皆さん、おはようございます。今回は1年前の1月27日ということで、計画課長からお話がありましたように、廃棄物処理計画の改定について答申をさせていただきました。

きょうは、災害廃棄物の議論ですけれども、6年前になりますが、東日本大震災で発生した廃棄物が2,000万トン、これは津波による堆積物を除いたものですが、膨大な量です。昨年4月に発生した熊本地震では195万トン、このように瞬時に大量の廃棄物が出るということで、前もって計画をつくっておくことが必要であろうと思います。

それでは、きょうの会議次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

その前に、これまでの経緯について簡単に説明させていただきたいと思います。資料3を見ていただきたいと思います。

平成28年7月13日付で東京都廃棄物条例第24条第2項の規定に基づいて、東京都知事代理副知事から、東京都災害廃棄物処理計画の策定について東京都廃棄物審議会に諮問がなされたところでございます。これを受けて、東京都廃棄物審議会運営要綱第7第1項の規定に基づき、同年7月25日付で本審議会のもとに災害廃棄物部会を新たに設置し、東京都災害廃棄物処理計画について付議することといたしました。

資料1にも示しておりますが、災害廃棄物部会は、2名の審議会委員、すなわち杉山委員と宮脇委員、また先ほど紹介がございましたが、災害廃棄物の専門家である3名の審議会臨時委員、遠藤委員、高田委員、平山委員の5名で構成し、私から杉山委員を部会長として指名させていただきました。

本日は、部会で議論を重ね、まとめていただきました「東京都災害廃棄物処理計画(中間まとめ)案」について御報告いただき、委員の皆様にご審議いただきたいと思います。そして、本日の審議を経た上で本審議会としての中間まとめとしてパブリックコメントに付したいと考えております。

それでは、これより本日の議事に入りたいと思います。本日の議事は、次第にありますように、初めに「東京都災害廃棄物処理計画(中間まとめ)案について」です。

まず、災害廃棄物部会でこれまでの審議経過について御報告いただきたいと思います。それでは、部会長の杉山委員、よろしくお願いいたします。

(金丸委員入室)

○杉山委員 災害廃棄物部会部会長を務めさせていただいております杉山です。よろしくお願いいたします。

それでは、部会での審議経過について御報告いたします。

これまでに3回、部会を開催いたしました。そして、東京都の災害廃棄物処理について議論を重ねてまいりました。第1回部会は、昨年、平成28年8月3日に開催しまして、東

京都における災害廃棄物処理の基本的な考え方、今回の中間まとめ案でいいますと第1章の総論に記載しております主な内容について審議いたしました。

また、実務的な内容について審議を行うために、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために必要な体制の構築に係るワーキンググループ、通称、体制ワーキンググループと呼んでおります。災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための処理技術、処理フロー等の検討に係るワーキンググループ、こちらは処理ワーキンググループと呼んでおります。この2つのワーキンググループの設置を決定いたしました。そして、体制ワーキンググループの座長には高田委員、また、処理ワーキンググループの座長には遠藤委員に御就任いただきました。

ワーキンググループについては、合同開催も含めて、これまで体制ワーキンググループは4回、処理ワーキンググループは3回開催しております。

ワーキンググループでの検討状況につきましては、平成28年12月16日に開催しました第2回部会、本年、平成29年2月15日に開催しました第3回の部会において報告を受けて部会で審議を行っております。

また、遠藤委員、高田委員には、本年1月31日、2月1日に部会を代表して熊本視察へ行っていただきまして、第3回部会において熊本の状況について御報告を受け、その結果、計画に反映すべき事項について審議を行いました。

そのほかに、事業者へのアンケート、ヒアリング結果、及び東京都災害廃棄物処理計画に記載すべき事項等について部会で審議を進めてまいりました。

このたび、これまでの部会、ワーキンググループでの審議内容を整理し、中間まとめ案を取りまとめたところでございます。中間まとめ案の具体的な内容につきましては、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございました。

それでは、事務局から内容を説明いただきたいと思います。

○藤井計画課長 承知いたしました。それでは、お手元の資料4と資料5を御用意いただければと思います。

資料4の概要版に沿って紹介させていただきます。

こちらは、東京都災害廃棄物処理計画でございます。一番上に位置づけを書いておりますけれども、この計画は、平成26年3月に環境省において災害廃棄物対策指針が出まして、それなどを踏まえて、東京都地域防災計画、東京都の総合的な防災計画と整合を図りながら、災害に伴い発生した廃棄物処理に関する基本的な考え方や処理体制、処理方法などの基本事項を定めるものでございます。

今回、この計画の中で特徴的に記載した事項といたしましては、最終処分量をできるだけ減らすということで再資源化を徹底する。都、区市町村、都民、事業者との役割分担や連携方法を明確化する。特別区、多摩地域、それぞれに臨時の共同組織をつくっていただき、共同処理を前提にさせていただく。都及び区市町村で備えるべき組織体制のあり方を提示させていただき、都と区市町村それぞれができる限り同一の組織・機能を持つことで円滑な連絡体制をとるということ、そして、これは全国初の計画化になると思いますが、広域的な応援を適切に受けられるように受援体制の準備を特徴的なことということで、部会で御議論いただいたところでございます。

本文の構成は、第1章、第2章、第3章、第4章と4章構成になっております。ただいま部会長から報告いただきましたとおりでございますが、第1章の「総論」のところで、この計画の目的や対象とする廃棄物、さらには災害廃棄物の発生量、そして基本方針を示しております。

まず、目的でございます。「非常災害に伴い発生した廃棄物の処理体制を確保し、適正処理することで、都民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を除去し、早期の復旧、復興に資するとともに、災害克服後も都市の持続性を確保」ということです。

右側に7つの基本方針を挙げさせていただいております。生活環境を保全する「安全で安心できる処理」、都市機能を取り戻す「復旧、復興に資する処理」、災害克服後も大都市東京の「持続性を確保できる処理」という都民目線に立った災害廃棄物処理が望ましいという観点から、処理する側から考えられる7つの基本方針を掲げていただいたところでございます。「計画的な対応・処理」「リサイクルの推進」「迅速な対応・処理」「環境に配慮した処理」「衛生的な処理」「安全の確保」「経済性に配慮した処理」ということでございます。

さらに、ここでは被害想定に基づき、冒頭、会長のほうから御紹介いただいた東日本大震災の約2,000万トンという発生量に対して、2倍を超える4,287万トンという最大の推計を提示させていただいております。

資料5を見ていただきます。被害想定は、本文の4ページ、5ページに書いております。想定としては、4ページの区部直下の東京湾北部地震、5ページの多摩地域の多摩直下地震が発生したという場合ですが、いずれの地震でも、区部、多摩ともに大きな被害が及ぶという想定になっております。

6ページには基本的な役割分担の考え方、7ページには、今、申し上げた基本方針、8ページには基本方針を実行していく際に特に重要な事項ということで、資機材の情報収集と迅速な確保、仮置場の迅速な整備などを例示として掲げております。

10ページでは災害廃棄物の処理の流れを紹介し、12ページ以降は災害廃棄物の処理の進め方ということで、時系列上の処理の流れを紹介しています。災害の規模に応じて3年で処理するという仮定があった場合に、12ページの下以降、こういったスケジュールでということ为例示しております。

資料4に戻っていただきまして、第2章「災害廃棄物対策における各主体の役割分担」、第3章「東京都の災害廃棄物対策」でございます。これは、部会の中でも御議論いただいたところでございます。役割分担を明確化して発災後に混乱を来さないように、平常時からしっかりと役割分担を認識して、それぞれが対応をとることが必要だという御審議をいただいたところでございます。

第2章では、とりわけ東京都域内で各主体がそれぞれどのような役割分担で何をしたらいいのかということ、発災前の平常時にすべきこと、発災後1か月までの初動期にすべきこと、1か月後の応急対策期にすべきこと、数年後の復旧・復興期にすべきことということで、時間軸で区切ってそれぞれ各役割分担でやるべきことを整理いただいております。

役割分担の明確化というところでは、区市町村が基本的に処理の主体を担っていただくこととなりますが、東京都は災害廃棄物処理を支援する。さらには、被災状況を踏まえて

技術支援を行ったり、事業者団体の皆様や他県との調整等に積極的に取り組むという役割を位置づけております。

区市町村におかれては、自区内で発生した災害廃棄物の処理を行っていただくとともに、区市町村それぞれがお持ちの処理施設や民間施設を活用して処理を行っていただく。特徴的なところで紹介させていただきましたが、必要に応じて近隣自治体で臨時組織を設け、地域一体で処理していただくという役割を位置づけております。

都民の皆さんには、早期の復旧・復興に向けて排出段階での分別の徹底ということを書いております。部会で御議論があった中では、やはり都民は廃棄物処理法上の責務とともに被災者でもあり、そのバランス感覚が大事で、被災者であるとともに廃棄物の排出者ということで一定の協力はいただくということで、自治体としてはわかりやすい広報に努めるべきという御議論をいただいているところでございます。

事業者の皆様には、事業者責任に基づいて事業場から出てくる廃棄物についてはみずから処理していただくこと、施設、車等を持つ事業者の皆様には区市町村が実施する災害廃棄物処理に協力いただくことを位置づけております。

連携体制の整備ですが、既存のそれぞれ区市町村の皆さんが協定を結んでいるものを除いて、他県との調整や国との調整に関しては都が窓口になって、区市町村の皆さんの支援要請をまとめてマッチングを行う役目をしっかり担っていくべきということを審議いただいたところでございます。

行政が備えるべき組織体制では、あらかじめ行政に求められる機能に応じて組織を整備すべきだということ、都と区市町村が同一の体制の組織をつくることで認識の共有化、そして、同一の機能、同一の言葉を持って職務について意見交換ができるような体制をとるべきだという御議論をいただいたところでございます。

概要版の右側に、総務班、受援班、資源管理班、処理班という例示を書いております。それぞれこういった組織の班を設けて、例えば受援班であったら、他県や他団体からの受け入れを担当する職員、その方にこういったことをやっていただくのかという配置を担う職員とか、役割ごとに共通の体制をとることでほかの自治体との意見交換を円滑にしていこうという御提示をいただいているところでございます。

第2章は、そのように初動期から発災後の時期ごとに各主体がやるべきことを整理いただいているところでございます。

資料5の本文に戻っていただきます。25ページまでが第2章で、それぞれの節が時期ごとに整理しているところでございます。

26ページ以降が第3章になります。「東京都の災害廃棄物対策」ということで、第2章で都として位置づけた役割について、より深く実施すべきことを、平常時、初動期、応急対策期、復旧・復興期ということで整理しております。資料4の概要版の右下に整理しているとおりでございます。

東京都の計画でございますけれども、このように東京都が行うべきことだけではなくて役割分担についてかなり詳細に書いて、東京都のみならず各区市町村の皆様もこれから災害廃棄物処理計画をつくっていただくという形になっております。東京都域内でどういう処理が望ましいか、一つの考え方をお示しさせていただく機会にもなるということで、区市町村の役割も第2章で表現させていただいておりますが、部会の中でもそういう審議を

いただいたところでございます。

最後に、第4章「訓練、演習、東京都災害廃棄物処理計画の見直し」であります。今回、計画の中間まとめ案を部会でまとめていただきました。まだまだ事務方としてもいろいろと考えなければいけないという宿題をいただいています。実際に災害が来て適切に対応をとるには、不断の訓練や演習を重ねて、計画そのものをブラッシュアップしていく必要があると部会の審議でも強く御意見をいただいたところでございます。

発災後、迅速かつ適切に処理できるように、国や区市町村、関係団体等の参加を求めて訓練や演習を実施していくことと、そうしたものを踏まえて実効性を高める計画の見直しをやっていききたいということでございます。

とりわけ今後の取組として必要なことということで、今回は地震が中心の本文になっておりますが、風水害、火山対策というほかの災害に対する特徴的な取組を整理しなければならないということと、計画を踏まえて担当レベルで何をやるべきかというマニュアルをつくっていく。区部のほうでは共同組織ということではいろいろ議論をいただいておりますが、多摩の皆さんもそうした共同組織の検討を始めていただけるという話を伺っております。そうしたものを東京都としても支援していく。特に今回は、区部と多摩の想定ということを中心に書いておりますけれども、島嶼部での津波対策、そちらの問題も極めて大事でございますので、東京都が行うべき支援、さらには民間事業者、都外自治体とのさらなる連携強化といったことを引き続き課題として実効性を高めるために計画していく必要があるという審議をいただいたところでございます。

若干駆け足になってしまいましたが、これまでの部会での審議の中でいただいた中間まとめ案の概要を紹介させていただきました。

○田中会長 ありがとうございます。

東京都災害廃棄物処理計画(中間まとめ)案について説明いただきました。

それでは、今、説明された計画の内容について2つに区切って審議を進めたいと思います。

まずは、計画の第1章「総論」の部分について、御意見、御質問などがありましたら、ネームプレートを立ててその意図をあらわしていただきたいと思います。発言者について私のほうから指名をさせていただきます。

それでは、質問のある方、御意見のある方は、では、松野委員、お願いします。

○松野委員 千葉大学の松野でございます。委員の先生方は多いので、最初に一言だけしゃべって、後はおとなしくしておきます。

第1章の「総論」のところで、大変よく書かれて検討されていると思いますが、1点だけ気になっているのが、10ページの自動車のところです。被災建築物のところはこのような処理になるというのはわかるのですが、「自動車については、可能な限り分別を行い各種リサイクル法に基づく再資源化を徹底する」、そのとおりでございますけれども、自動車は非常にボリュームが多いのと、スクラップ化して中にガソリンという危険物も入っていること、そしてどれだけの被害が出るか、巻末の被害の推計量に自動車が抜けているようでございますし、東京都民の持っている自動車のみならず、都の外から入ってくる量も多々あるので、もう少し検討されて、どのように処理すべきか、もうちょっとボリュームがあってもいいかなという印象を持ちました。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。初めだけではなくて後ほども議論にかかわっていただきたいと思います。

では、安井委員、お願いします。

○安井委員 全体像をまだ完璧に把握していないので、それに絡むのですけれども、今回の中間取りまとめは主として地震災害に集中しているというのはよくわかります。そこにございますように、それ以外にも、風水害は廃棄物的には似ていると思いますが、火山災害というものが、例えば富士山の火山灰なんてことまで考えると、そもそも火山灰は廃棄物なのかよくわからないのですけれども、そういうようなわからないことがあります。要するに、全体のスコープがよくつかめない総論になっていて、中間取りまとめであるけれども、今回はこういうところをこういう立場でやったということがないものですから、どうもそのあたりがわかりにくいという感じがいたしました。この範囲だけはしっかりやっているというのがもう少し総論に書かれていたほうが誤解を招かないかなという気がいたしました。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

災害の対象ということでは、3ページに自然災害ということで、地震災害と風水害と火山災害、この3つですが、一般的にこの辺は3つなのでしょうか。火災なんかはどうなのですか。一般の火災、大規模火災。

○藤井計画課長 議論いただく中では、基本的に大規模火災というものは想定していませんでした。糸魚川の大規模火災等もあって、そういった中で、火事で燃えたものの廃棄物取り扱いも大きな課題だと思っていますけれども、当面ここで対象としているのは自然災害に限定しております。

先ほど安井委員から御指摘があったとおり、全体を対象と言っておきながら、本文の中で特に大規模地震を中心とした想定になっているところもございます。火山災害の場合で、当然当てはまる部分もありますけれども、安井委員御指摘の火山灰が廃棄物かどうかということになれば、廃棄物には当たらないものと理解しておりますが、そういったことで済むのかということは引き続き検討すべき話であるのかもしれませんが、37ページに今後の取組としてこういう課題があるという形で整理させていただきました。本計画、都のマニュアルに関しては、風水害、火山による災害を踏まえた見直しに引き続き取り組んでいきたいと書かせていただいたところです。

○田中会長 ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 まず、災害が発生した場合は、東京都だけではなく、近隣の都道府県とか同様に被災することが考えられますので、近隣の都道府県とどういう連携をするかということについてどうお考えなのかということが一つです。

それから、施設の処理能力の関係について、大きな災害が起きますと現在の施設では足りないということがあると思います。今までの災害の経験でも移動式の施設を導入する、あるいは他県の施設を利用するとか、あるいは最終処分場について残余量が東京都、近県も含めてどのぐらいあるかということ踏まえた施設の能力の問題がどうなっているかと

ということも伺いたいと思います。

それから、今、少子高齢化が進んでおりますので、こういう問題に対応するのに人的な資源もかなり問題になるのではないかと思います。災害時の人的支援あるいはボランティアについても一定の検討をしておき、施設はあるけれども、人がいないというのでは対応ができないと思いますので、この点についても御配慮いただきたいと思います。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

阪神・淡路大震災で私も行ったときに、廃棄物担当の人たちの何人かが亡くなっていたり、あるいは被害を受けて出勤できないという状況がありました。そういう意味で、人的な資源を確保するというのは大きな課題ですね。

ちょっと確認したいと思いますけれども、資料4の一番上に、処理に関する基本的な考え方、処理体制、処理方法、これを定める計画となっていますけれども、第1章に処理の基本的な考え方が書かれていますね。第2章のところの役割分担、廃棄物対策の班の構成とかいうのが処理の体制のことを言っている、こうと思いますが、処理方法のところは具体的にはどこに書かれていると考えたらいいのでしょうか。第4章でしょうか。

○藤井計画課長 処理方法については、全体をどういう処理でという概略は資料5の10ページに標準的な処理フローを紹介しているところでございます。49ページに、仮に3年程度を目安とした場合の全体的なロードマップという形でつけさせていただいております。それと、例えば第2章であれば、初動期にどういった処理方法で課題があるのかといったことで、仮置場の運営の話であったり施設の設置であったりということをそれぞれの時期ごとに、段階ごとに本文の中で紹介させていただいている、そういう構成になっております。

○田中会長 処理方法については、いろんなところにちりばめられて入っている、こういうことでしょうか。

○藤井計画課長 そうでございます。

○田中会長 ほかにございますか。高橋委員、お願いします。

○高橋委員 これを見ると陸上輸送ばかり考えて、やはり海上輸送にも着眼して議論しなければいけないのではないかと、そう思っています。ですから、今、民間のバースが東京都では2つ、3つあるのですが、果たしてそれで間に合うのかどうか。廃棄物を都外に出すのもそうだし、救援物資を都外から運んでくる、そういうことも想定した場合は港が必要だろうということで、バースをもう少しふやすということを我々業界からも提案させてもらっていますが、この辺を考慮していただければと思っております。

以上です。

○田中会長 災害廃棄物の輸送のインフラの整備が必要、こういうことですね。

○高橋委員 そうです。

○田中会長 ほかに御意見ございますか。

では、第1章はこの程度にさせていただいて、引き続いて第2章以降の部分について御意見、御質問があれば同じようになりたいと思います。米谷委員、どうぞ。

○米谷委員 この資料を拝見してちょっと驚いたといいますか、第2章の役割分担の明確化のところで、原則からいえばこうなのですから、あくまで区市町村が主体という部

分が、正直言って、おやという気がしております。

御存じのとおり、東北においては県が実質的にはほぼ主体となってやる。市町村ではとても無理という状態であったと認識しています。まして東京都の場合、区部はまだしも、多摩のほうに行きますと町村合併も全然行われておりませんので、本当に細かく分かれているという中で、市町村が主体となって処理をするということが本当に現実的なのだろうかというところは極めて疑問に感じております。

現在の法律が、災害廃棄物の法はできましたけれども、ここはいざとなれば都が主体となるという気持ちがありながら、それを言ってしまうと市町村の主体性が薄れてしまうからというようなお考えのもとでこのような書きぶりになっているのかなという気もするのですけれども、そのあたりはどうなのでしょう。どうしても区市町村というのは、産業廃棄物の処理というのには基本的に通常時、一切かかわっていませんし、産廃関係の処理業者とのやりとりとかも余りないのではないかと、そういうことを考えると、やはり区市町村が主体という大前提はやや疑問に感じるところです。

○田中会長 ありがとうございます。

これは、災害廃棄物が一般廃棄物だからということでこういう書きぶりになっているのですか。

○谷上資源循環推進部長 災害廃棄物につきましては、廃棄物処理法上、一般廃棄物という位置づけになっておりますので、基本的には区市町村の中でまず収集していただいて、清掃工場とか持っていますので、そこで処理していただくのが一つの前提になっております。

米谷委員が前提で言っているように、東日本大震災でも、今回の熊本地震でもあったのですけれども、市町村が処理できない場合は都道府県に事務処理を委託できるというのがございます。幾つかされているところがありますので、そのときになって都道府県として初めて処理について主体になってやることになるという場合があります。その調整というのは、ふだんから区市町村と密に意見交換しなければいけないと思っておりまして、区市町村でも災害廃棄物処理計画を立てることになっておりますので、そこで調整をしていきたいと思います。

東京都が一番かかわっていくのは産業廃棄物処理業との関係で、一番多く出てくるのは、やはりコンクリートがらとがれきなのです。それは実際のところ、産廃処理業者とうまく調整していかないとなかなか処理できない部分がございます。その調整というのはやはり東京都が担うのかなと思っております。必ずしも東京都が区市町村に全部お任せというわけではなくて、その調整と事務処理委託を受けた場合の調整を一つ大きな計画上の部分で書かなくてはいけないところでございます。

○米谷委員 ありがとうございます。そういうお考えということであれば少しは安心するのですけれども、恐らくかなりの部分が委託の要請が来るような気がしますので、その要請が来た場合の対応も想定して書かれていると安心できるかなというところはございます。

○田中会長 それでは、江尻委員、お願いします。

○江尻委員 第2章の平常時から初動期というふうに幾つかの災害が起こった後の時系列の中で、それぞれの主体の役割分担、取組事項ということが書いてあるので、これから市区町村が計画をつくるときにとても役に立つだろう、わかりやすいだろうと思って見てい

ったのですけれども、15ページは各主体で何をやるべきなのかということをまとめて一覧表になっているのですが、そこから以降が全部本文の中に書かれている状況になっています。確かに読み解いていけばわかるといえはわかるのかもしれませんが、書き方として表のような形でまとめることができないだろうかと思いましたのが一点です。

それと、例えば都が処理するとか、市区町村が処理するというようなことが、果たして災害が起こったときに、これは都、これは産業廃棄物、これは一般廃棄物というところがどこまで本当に分別できるのだろうか、都民の一人としてとても不安があります。そのあたりのところも今後、市区町村が計画をつくるときに都のほうでもかわりを上手に持ちながらつくっていただきたいと思いましたので、つけ加えさせていただきます。

以上です。

○田中会長 要望ですね。

鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員 第4章の一番上にあります訓練、演習のところなのですが、これは、いざというときに非常に役立つという意味ではすごく大切なことだと思います。これは中間取りまとめだから、多分この程度の書きぶりなのだと思いますけれども、今までのお話を伺っても、市区町村がこれから計画をつくる。ましてや、今、米谷委員の発言のように、市区町村が実際にどのようにかわるかというのは、これから計画をつくった段階で、その後、実際どういうふうにかかわるかとなってきたときに、この訓練、演習が、では、いつになったらできるのだろうかというのがあります。今後、最終になったときにはもう少しスケジュール感が具体的に出てくるのだと思いますが、一番大事な部分が計画だけに終わらないように、市区町村との訓練、演習がどういうところからスタートできて、どういうところまでできるか、具体的なところが実際ないと役に立たないのではないかと、今、私が感じる不安の部分なのですけれども、今後そういったところは明らかにしていく必要があると思います。

○田中会長 もう少し具体的にということでしょうか。この訓練、演習の中には、計画をつくる人の人材育成とか、あるいは訓練を受けた人のデータベース、こんな人がこういう訓練を受けている、そういう人材確保のための情報管理みたいなものも必要なような気がしますね。

それでは、橋本委員、お願いします。

○橋本委員 関連するところです。第1章のところでどのくらい発生するかという定量的な情報をお示ししていただいています、その後、それを実際に最悪のケースでどういうふう to 処理するのか、定量的な部分をどういうふう to 担保していくかというところが非常に重要だと思います。それは先ほどの訓練のところ to 当たるのか、あるいはマニュアルのところ to 検討するのか、あるいは計画の中には書きにくい面もあると思いますが、仮置場がこのぐら to 足りなくなるとか、このぐら to の処理能力が足りなくなるとか、そういうメッセージではないのですが、どのぐら to 大変なのかみたいなことも含めて、計画としてそこを見込んでいかなく to はいけないというところをどこか to 盛り込んでいく必要があるのではないかと思います。つまり、定量的にどういうふう to 処理していくか、その量をどうやってこなしていくのかという具体的なシミュレーションみたいなものを今後検討していく必要があるのではないかと思います。

○田中会長 辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員 役割分担のお話で、災害廃棄物の処理ということでの役割分担なのでこういう書き方になると思いますが、少なくとも都民の人たちはまず自分の生活を確保するというのがすごく大事で、まずは命を守る。何々を分別しなさいと言われる前に、自分が安全でいられる場所の確保とか、都民ファーストと言っているわけだから、そちらが大事かなと思います。それができた上でということで、段階を分けてくださっているのだと思いますが、やはり一番初期の段階では命を守るということを常に一言でも入れていただきたいと思いました。

○田中会長 では、斉藤委員、お願いします。

○斉藤委員 今回、いろいろと役割分担を含めてかなり整理されたという印象はありますが、先ほどの橋本委員のお話に大分近いのですけれども、これをどうやって実際に動かしていくのかといったところがまだイメージしにくいという印象も一方で受けました。

例えば処理施設が被災して使えないという可能性もあるわけですし、実行体制をつくったはいいけれども、人手が足りなくて臨時でほかから雇わなくてはいけない、回してもらわなければいけない、そういうことも含めて、どうやってそれを実際にやっていくのか。また、都民に分別をきちっとやってもらおうとかいっても、世帯によっては何らかの支援がないとそういう分別排出ができないということもあると思います。恐らくそこは訓練とか、そういう話になってくるのかもしれないのですが、そのところをどうやって具体的にしていくのかというところまで入り込んでいたほうがいいのかという印象を持ちました。

以上です。

○田中会長 その辺、いろいろマニュアルもつくられるのでそういう中で書き込めるところがあるかもわからないですね。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 私ども東京都産業廃棄物協会は平成19年に東京都と協定書を結ばせてもらっておりますが、災害廃棄物は一般廃棄物になる、区市町村だということになると、区市町村との契約がなされていないのです。そうなりますと、例えば区から直接頼まれることはないだろうけれども、やはり東京都を中心に事が運んでいくのだと思います。東日本大震災のときの経験を踏まえますと、再委託の問題で随分日にちをとったのです。再委託と再々委託、これはやはり法的なところもあるのでしょうか、考えておかなければいけないだろうと思います。

もう一つは、契約方法と支払い方法ですね。支払いもどのような形で支払うのか、そういうことも詰めておかなければだめなのかなと思います。契約方法も、さっき言った区市町村との契約をきちっとやっておくか、もしくは東京都が統一してそれをやっておいてもらおうとか、そういうことは非常に大事だろうと思います。

もう一つは、施設があって初めて処理できるわけですから、東京都23区の施設は何とか強靱化しようとおっしゃっていますが、民間の施設に対する強靱化も考えておいてもらわないと、民間施設もお願いしますと言っている以上はどうしてもその辺も必要なのだろう、そう思っております。

それと、再資源化した物のストックヤード、やはり外に運ぶにしても、中間処理した後、都内では中間処理業者の処理実績は約1,000万トン弱と言われていますが、災害発生時は東

京湾北部地震の想定では4,287万トン、多摩直下地震では3,121万トンという膨大な数になるわけですね。これらの量を再資源化しようとしても受け入れ先がなければなかなか進まない。たとえ中間処理して廃棄物を卒業したとしても、ストックヤードというのはやはり確保しておくことが必要なのだろう、そのように思います。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございました。

平山委員、お願いします。

○平山委員 平山です。どういうふうに言おうかと、事務局の応援も含めてと思っているのですけれども、あと、要望も含めてです。

一つは、今、皆さんのいろんな意見はごもっともだと思いますが、今回の東京都が中間取りまとめでまとめていただいているものは、これまでの日本の中でいくと、見たくないものあるいは事前に調整しておきたくないもの、後回ししてきたものをしっかりと考えて、都道府県は災害時に何ができるのか、ふだんやっていないことは災害時にやはりできませんので、ふだん処理をやっている区市町村に頑張ってもらわないといけない。一方で、災害の場合、区市町村の対応能力を超える場合に都がどうやって調整していくのかをしっかりと書き込もうというので、書いていただいたものだというふうに理解しています。

そういった意味で、例えば体制という言葉あるいは役割分担という言葉をもう少しそういうことがわかるような言葉、つまり、体制というのも組織体制だけではなくて、例えば処理班であるとか、受援班であるとか、そういった体制を全部区市町村も共通のものにしていこうという考え方が今回の計画にはあります。それはどこの道府県もされていない考え方で、国もそこまで踏み込んで議論されていないので、そういった意味では非常に頑張ってまとめられていると思っています。処理体制というのが、システムであるとか、そういったものを全部包含したような意味合いになっているのかどうかは、言葉は少し考えていただければと思いますが、そういう考え方で我々部会のほうも議論させていただいたというのが一点でございます。

その上で、特に第4章での要望なのですが、この中では、環境局の中で閉じていてはやはりだめだと思っていまして、防災部局、危機管理局、土木部局、都市整備局とどうやって今後連携していくのかというのが一番大事だと思っています。

例えば先ほど高橋委員から海上運搬の話もありましたし、復興資材の話もあります。これは議事録に残るかどうかわからないのですけれども、極端な話、例えば創造的復興というものを考えた場合には、災害が起こる事前に羽田空港の第3滑走路の整備計画であるとか、そういったものを考えておいて、いざ、起こったときにはそこに復興資材として埋め立てていくであるとか、そういったようなことも本当は考えていかないと進まない部分があると思います。

実際に3年前の広島の場合はそういう状況で、広島の土砂災害では55万トンぐらい出ました。そのうち50万トン以上土砂だったのですけれども、リサイクル率、再利用率は99.7%なのです。それは土砂災害が起こる前に広島市の港湾局が港湾整備の計画を持っていたので、そこに埋め立てることができたのです。要は、仮置場も大事ですけれども、処理フローの出口をどうやって確保するかは、環境局だけではできない部分もありますので、この計画ではなくて、第4章の中でしっかりと計画の見直しあるいはマニュアルの見直し、訓

練、演習を通してその連携を進めていくのだということをもう少し丁寧に中身をわかるように記載いただければと思います。

もちろん、災害前でいきますと、一番大事なことは量を減らすことです。住宅の耐震化をしていきますと量が減ります。今回の熊本でもそういったことが明らかになってきていますので、そういったこともしっかり連携して、先ほど辰巳委員からありましたけれども、命を守るということは、災害廃棄物を減らす、そのためには耐震化を進めるのも環境局だけでできないですし、環境局がそれをやるのかということそうではない部分もありますので、他部局と連携しながら、そういったことにも環境局としては関与していく、そういったことが第4章の中でわかるように記載いただければありがたいと思います。

○田中会長 ということ、他の部局との連携もありますし、逆にまた災害直後は他の部局から環境局に人的な支援を依頼されることもありますね。人命救助のほうがプライオリティーが高いから、手伝って欲しいというような感じで、廃棄物対応は一般的にはその次だということになったら、人手を出すということも想定しないといけないですね。

それから、災害といってもいろんな種類、場所、規模もありますが、ここでは最大規模のものを想定して4,000万トンとか3,000万トンとか言っていますけれども、これから起こるであろう地震などは、ほとんどはそれ以下の地震が起こって、そういうときに災害廃棄物の発生量はこれよりもずっと少ないものが出てくるということでしょうね。最大のところで対応出来るようにして、それ以下のときには臨機応変で対応できるようにトレーニングも要るでしょうね。

それでは、鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員 2回目の発言で済みません。今の平山委員のお話を聞いていて思うのですが、第4章の訓練、演習の前に、本来、市区町村と一緒に災害廃棄物処理の案づくりをしないといけないのではないかと思います。市区町村にこれをもとにつくってくださいではなくて、そこは一緒につくっていかないと実際に機能する計画にならないのではないかと思います。やはり市区町村がつくる計画に最初からどういうふうに関連してやっていくかということと一緒にやっていく必要があるのではないかと思います。

○田中会長 大事な視点ですね。

戸部委員、お願いします。

○戸部委員 今まで被災地に車を送って、後片づけの応援をしました。ドライバーの話をいろいろ聞きますと、まず道路が確保できないと何も片づかないということでした。今ここに書かれてますが、これはどこへ一時的に持って行って道路を確保するのかということを実際に考えていかなければならないと思います。河川敷等そういうところに置けるのだろうかということも少し考えていたほうがいいと思います。

また、実際に運ぶ物品を見ても、一廃も産廃も区別できない、実際にはそうになってしまうのだと思います。その辺の区切りについては、緊急措置ということがはっきり打ち出されない市町村も非常にやりにくくなってくるのではないかと思います。

後片づけという意味でボランティアに行きますと、ボランティアの方も何をやっていいかわからないのです。例えば東北の場合ですけれども、津波で家の中にヘドロが入った。ボランティアの方はいっぱいいるのです。その持ち主の方もいるのですけれども、誰かが指示しないとボランティアは動かないのです。そういう意味での訓練はやっておかないと

まずい。といいますのは、この扉1枚どけてしまえば中の物が、20人もいるのですから、一気に片づけられる。ところが、それに対して指示する人が誰もいない。結局、リーダーシップのある人がその御主人に「この戸を壊していいですか」と言って初めて動き出す、そういう形なのです。これはマニュアルのほうになってくるのだと思いますが、訓練など、いわゆる本当に起きたときの扱い方を勉強しておく必要があるのではないかと思います。

○田中会長 その辺は、受援体制の整備、その辺のところで想定しているのでしょうか。

○藤井計画課長 今、会長から御紹介いただきましたが、受援の関係が資料5の28ページでございます。いろいろ先生方から御意見をいただきました。機材の応援も必要ですし、機材だけでなく人材も必要、ボランティアもという御意見をいただいております。

私どもも熊本に実際、職員を派遣いたしまして、いろいろ学んだところを申し上げます、応援ということではいろいろ手は挙がるけれども、応援に来た皆さんをうまく問題の解決に向かって誘導していく、そういった態勢をとっていくことになかなか苦労されていたという印象を持っております。

これはあくまで想定でございますけれども、東京で震災が起きた場合に、恐らく各県からいろいろな温かい応援等をいただけると期待しているところでございますが、そうした人材を送っていただける方に対してしっかりと我々受け皿をつくって、こういった方に来ていただければこういったことをやっていただけるということを明確にあらかじめ考えておこうということで用意させていただいたのが28ページの受援メニューでございます。ボランティアの方に何をやっていただけるかという問題もございますが、実際に強みがある方に来ていただくところもあるかと思いますけれども、そういった中でこういったメニューを担っていただけるかというところを初めて整理いただいたのがこの受援メニューの部分でございます。

○田中会長 こういうところも演習とか訓練の中に入る可能性があるわけですね。

○藤井計画課長 もちろんでございます。

○田中会長 では、米谷委員、お願いします。

○米谷委員 皆様の御発言の全体の整理のような部分もあるかもしれないのですけれども、当社はこういった災害廃棄物関係をよく扱ってしまして、私自身が実際に現場にいたわけではありませんが、あくまで近くで見ていたという立場からの発言をさせていただきたいと思います。

まずは仮置場の確保というのが非常に大きな問題で、特に東京都のように建物が建ち並んでいるところでは、ここに書かれているオープンスペースの把握というか、そういったところでの準備、一番最後のページに民有地も検討するということが書かれていますけれども、そうだとしたら、そういったところとは万一の場合には使わせてくださいというやりとりを平常時からしておくとか、そういった形での準備も必要ではないのかというのがあります。

当社がやりました石巻などですと、一次仮置場はそれぞれ比較的小さいところでやって、その後、二次仮置場に持って行って、そこで大々的な処理をやりました。やはり既存の施設を前提にだけ考えていて本当に間に合うのかというところは大いにあると思います。そうした場合に、東京のようなところで二次仮置場ないし処理ができるような広大な土地を何らか考えられるのかどうかといったところまで踏み込んで考えなくていいのだろうか、

あるいは考えられた結果として書かれているのかもしれませんが、そのあたりがどの辺まで掘り下げられたのかというところがあります。

それから、実際にやっていく中で、熊本などですとかなり対応が遅いという感じを受けています。私も熊本に何回か行きましたが、解体業者が足りないので家屋の解体がなかなかできないという話もありました。これも環境局マターではないかもしれませんが、多分に関係するところがありますので、解体業者の支援、そういったところも考える必要があるのではないかと思います。

もう一点は、先ほど平山委員がおっしゃられたことと同じですけれども、処理施設に持ち込んで処理すればそれで終わりのような感じに受けてしまっていますが、そこで処理してリサイクルでできた製品をどこで使うか、それがないと受け入れ自体が全くできなくなってしまいますので、そこもあらかじめ想定しておくというのは非常に大事なところだと思います。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。出口を確保するというのと、出口がすぐできない場合は再生品の一時保管ということですね。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 今、東京は「世界一の環境先進都市・東京」というキャッチフレーズで、非常に素晴らしいことだと思います。オリンピックはもちろんそうなのですが、オリンピックだけではなくて、災害時に一々そんなことを考えていられると言われるかもわからないけれども、CO₂削減、低炭素社会、これは今、避けて通れない時代です。ですから、災害時にしても、その後の運搬とか処理、その辺のところを考えると、やはり低炭素社会、2013年度対比で2030年には国のほうでは26%削減、2050年には80%削減、そういう目標を打ち出しているわけです。

一方で、東京都は「東京都環境確保条例」を打ち出していまして、原油換算で1,500klが対象、第1ステージでは6%、第2ステージでは15%削減しましょうと。ですから、災害時もやはり低炭素社会、CO₂削減を考慮しなければいけない。そうなりますと、先ほど平山委員がおっしゃっていましたが、環境局だけではだめなのです。各局と一緒にあって、例えば港湾局と一緒にあって考えていかなければ解決しない問題が結構あるのではないかと。さっき海上輸送の話をしましたけれども、バースの話もしました。東京都は、長年の思いで「スーパーエコタウン事業」をつくりまして、今年3施設が稼働すれば、全て稼働に入るわけです。バースの件では、確かにスーパーエコタウン募集にはなかったけれども、もう第2ステージに入っているのではないかと、そうなってくるとバースの見直しも当然していかなければいけないだろう、それが私の考えでございます。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。その辺はインフラの整備にもなりますし、循環型社会に合ったようなりサイクルを促進することのみならず、低炭素社会も視野に入れた方針で書くべきだ、こういう御意見ですね。

ほかにございますか。細かいことあるいは全体を通してでも結構です。事務局から今までの質問、コメントに対して御回答いただきたいと思います。

○藤井計画課長 ありがとうございます。いろいろと御議論いただきました。

まず、少し対応しなければならないと思っていますのは、これから区市町村のほうで計画をつくっていただくという話でございます。しっかりと支援していかなければならないと思っています。資料5の15ページ、表6の「各主体が平常時から取り組むべき事項」ということで、東京都の役割の冒頭に「区市町村処理計画の策定支援」と書いております。ここの審議会で、特に部会で御議論いただいた中では、区市町村と共通の組織で共通の言葉を語れるような関係ということがございました。連絡を密にしっかりやっていかなければならないと思っています。

発災後のそれぞれの役割分担というお話もありました。確かに表としてまとまっているのはここだけでございますが、区市町村との役割分担の基本的な考え方ということでは、6ページの第1章の実施主体の整理ということで役割を整理しているところでございます。

それから、復興との関係でございます。御指摘いただいているとおり、出口をしっかりと確保して、確実に仮置場から再生資源という形で流れていくようなルートをつくらなければならないという意味では、都庁各局との連携を密に今後取り組んでいきたいと考えております。

CO₂対策も必要だという御指摘をいただいております。本文では7ページに基本方針がございすけれども、やはり都民目線、都民ファーストという御指摘もございました。今回、計画をつくる際にこういったところに立ち位置を置くのか、やはり都民は被災者だという中では安全で安心できる処理でなければならないということと、その後のことを考えたら、これまでの災害で災害時のビジョンという形で結構問題になったこともございますので、しっかりした分別をして出していただくというところは、ある程度一定の御協力をいただかなければならないと思っています。

安全で安心ということと、都市機能を取り戻す復旧・復興に資する処理とともに、災害克服後も持続性を確保するというのも一つ大きな柱として、都民目線で3本の柱を掲げています。それに基づいて基本方針のところでも環境に配慮した処理ということで、混乱した状況下でもやはり適正処理推進、収集運搬のあり方を含めて、今後、マニュアル化を進めていく中でそういった観点も大切にしていきたいと思っています。

○田中会長 辰巳委員のおっしゃったのは、処理の安全・安心ということに入る前に、そもそも自分の命あるいは人の命が大切だということを書いたらどうか、こういう御指摘ですね。処理に入ったら、今度は自分の安全に注意して分けるとか、いろいろかかわってもらうのだけれども、それをやっているうちに自分が命を、あるいはけがをすることがないように、そういう視点をちょっと入れたらどうか、こういう御指摘でした。

では、山崎委員、お願いしましょう。

○山崎委員 現場を預かる我々区市町村の立場から感じたことをお話しさせていただきたいと思います。

各区市町村は大災害の場合の復興マニュアルというのをつくってしまして、それとは別にこの災害廃棄物処理計画ができると、今度はこれに基づいて区市町村ごとに計画をつくりなさいということですね。当然それは一生懸命やるのですけれども、現場を預かっていますと、非常にすばらしくまとめていただいてありがたいのですが、現場の状況というものを都側からどれくらいしっかりごらんいただいているのかなというちょっと心配があります。

例えば、先ほど米谷委員がおっしゃったように、仮置場、これは23区でいいますと区によって大分違いますね。都心のセンター・コアあたりですとそう大きな公園がありません。そういったところに仮置場が果たしてつくれるのだろうか。当然のことながら、熊本もそうでしたが、避難者が公園で寝泊まりしますね。そういったところを仮置場と指定しておいても、やはり住民のほうを優先せざるを得なくなると思います。うちの区などは、割と野球場だとか、いろんな大きな公園がいっぱいありますから、振り分ければいいのですが、逃げてきた人が先にそっちへ入ってしまう。恐らくそうなると思います。そういったことをどうやって計画の中に位置づけていけるのだろうかということがあります。

それから、廃棄物だけではありません。総務局の総合防災部といろいろやっているのですが、御遺体をどうするのかという問題、これを優先的に我々考えてはおりますけれども、現場のほうは、それこそごみどころではない。何千万トンという廃棄物が出たときに、その処理は非常にすばらしく計画に書かれているけれども、現場で果たしてこれだけスムーズにできるとは思えない。その辺をもう少し御理解いただいておりますと、先ほど皆さんおっしゃるように、環境局だけでやっているというのは到底、無理です。総務局にしても都市整備局にしても、各局とやってもらった上で、防災復興マニュアルや何かと整合性をとらないといけない。同時に両方、計画があつて、それをやれと言ったって、まず人命、例えば亡くなった方をどうするのか、どこへ置くのか、早く道路を復旧させないといけない、道路を復旧させる場合にはそこに倒れている物などはどこへ置くのか、そうすると周りに道路を広げる作業がまず始まってくるとか、いろいろ考えていきますと、難しい、大変だなという思いがあります。当然これは我々責任を持ってやらざるを得ない仕事ですからやりますけれども、もう少し現場というか、区市町村ごとの状況の違いというのも御理解いただきたいと思います。

もう一つつけ加えると、近県との協力なのですが、東日本大震災のときに、当時、石原さんで、私、江東区で最終処分場を持っている関係で、すぐオーケーを出して受け入れたわけです。ところが、神奈川県は住民に説明会などをやっているものだから反対が起きてしまって、受け入れてくれなかったわけです。あるいは京都などで、木を燃やす、あれもだめだとか、いろんな問題が出てくるのです。これは放射能の関係ですから、そういう住民の怖さがあるのでしょうけれども、やはりいざというときには、どんなことがあっても、近県の広い山や野原、あいている地域、国有地があるかどうか知りませんが、そういったところはやはり早目にキープしておくべきだろうと思います。でないと、都内だけでこれを内部で全部やれといっても無理ですよ。やはり近県に、千葉や埼玉の皆さんにお願いをして、前もって契約なり何なりしておかないと運び込めません。先ほどの飛行場の滑走路をつくるために用意しておけという御意見などはすばらしいと思うのですが、現実には難しいと思います。

そんなこともいろいろ考えていただいて、現場で動く我々がもう少し安心してみんなと一緒に、各局と一緒にやらせてもらいたいと思っています。

○田中会長 貴重な御意見ありがとうございました。オープンスペースを災害廃棄物専用には使うことはできない、取り合いになるだろうということですので、廃棄物の必要な量以上のものを確保しておかないといけないという意味ですね。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 今まで他の委員の方々の御意見を伺って非常に参考になったのですが、そうやって改めて見ますと、第1章の7つの基本方針の中で「安全の確保」が6番になっています。「安全の確保」というのは一番最初にあってもいいのではないかと。的確な情報の把握と安全の確保というまず前提があって対応していくということではないかと思います。

それから、7つの基本方針の中で一つ欠けていると思うのは、復興計画、都市の再生ですね。これとの整合性を保って廃棄物処理をしていくということが大事だと思います。というのは、現在、東京都は高齢化が進んでおりまして、ひとり暮らしの方が非常に多いのです。そうしますと、もとの場所に戻るのが非常に難しいということもあると思います。ですから、もとの町に戻すというよりは、再生という中で新しい都市計画を考えなければいけない。その中で廃棄物処理は、リサイクル資材の利用と整合性を持たなければいけないと思うので、復興や再生計画との整合性を廃棄物処理計画と連携づけていくということが必要ではないかと思います。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

今回の対象の廃棄物を見てみますと、可燃ごみが1割前後ですね。東日本大震災のときは可燃ごみが3割ぐらいで、それに比べると東京は、コンクリート化、あるいは鉄筋・鉄骨の建物が多いからこういうことになっているのだと思います。90%前後は不燃で、衛生上、腐敗して何か伝染病が蔓延する原因になるものは少ないということが言えます。ですので、優先順位からいえば可燃ごみを早く片づけて焼却して不燃物に変えてしまうというのがプライオリティーからは戦略的に重要だろうと思います。その辺を処理方針に入れているのかも気になるところです。

ほかに御意見をいただいている方に伺いたいと思いますので、宮脇委員からお願いします。

○宮脇委員 宮脇でございます。

部会のほうでこの取りまとめのお手伝いをさせていただいて、部会で意見は言わせていただいたので、ここの場で特に大きく言うことはないのですが、見ていて、まだ足りないというか、頑張らなければいけないことがあったなと思ったのが、先ほど他のということもあったのですが、都内で多摩地区にはまだ共同組織ができていないということで、第2章のところで、つくりなさいというような書きぶりにはなっています。今までも多摩地区の広域化は、災害廃棄物ではなくて一般廃棄物の通常の場合についてもなかなかうまく進まなかったような経緯もありますので、このあたり、やはり東京都のほうがある程度サポートできるようなことを少し書いていただければと思います。もちろん、資料5の15ページ、表6の役割の中にきちっと、それぞれの計画を立てるところについては策定支援など書いてはあるのですが、場合によっては、そういう共同組織についてのサポートもするみたいなのところもポツを分けて書いてもいいかなと思いました。

簡単ですが、以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

高田委員もお願いします。

○高田委員 私は部会のほうで体制づくりワーキングを担当させていただいたのですけれ

ども、体制については、概要版でいいますと第2章の左上の表にまとめた形になっております。きょうの皆様の御意見も伺いまして、いろいろあるのですが、きょうの御意見の中でなかったことで一つ私が思っておりますことは、事業者の協力ということです。

基本は廃棄物処理の事業者もあるのですが、都内は当然ながら大企業が多く立地しておりまして、廃棄物処理にかかわる業以外の製造業であったり流通業であったりします。私は、阪神・淡路大震災のときに実は神戸市の環境局の職員をしておりまして、災害廃棄物の処理にかかわったのですが、そのときにも、製造業や建設業とかの民業の方の資源、こういったものが廃棄物処理にも、動員というか、協力していただいて、さまざま助かりました。土地を提供していただく、あるいは機材を提供していただく、そういったこともありました。そういった視点からいっても、事業者の協力は特に東京では大きいということがありますので、一部書き込んでいただいておりますが、そのあたりの視点も非常に大事かと思いました。

それから、第4章で、訓練、演習、見直しというところも御意見をたくさんいただいております、そのとおりであると思います。私ども、田中先生が理事長をしておられる廃棄物・3R研究財団でも、自治体向けの災害廃棄物に関する訓練、演習とか、これも最近取組が始まったばかりであります、かかわっておりますので、そういう訓練や演習というのもイメージとしてはあるのですが、どういったやり方が一番有効なのかということについて日々いろいろ研究なり試行錯誤を重ねております。そういったものも視点としては含めて、有効な訓練、演習を行っていくというのが非常に大事な視点と感じております。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

金丸委員、お願いします。

○金丸委員 今回の計画は詳細につくっていただいております。自分たちは流通業としてどの役割になるのかと思いながら聞いておりました。都民なのだろうか、事業者なのだろうか、今のお話を聞いて、そういう役割もあると思っております。

かなり敷地のある大きなショッピングセンターであれば、場所を提供するということもできると思っています。また、私どもも、ショッピングセンターがいろんな形で防災の拠点になれるようにと、避難される方を受け入れる体制をつくっている店舗もありますし、そういった意味でも御協力できると思っております。

ただ、そうはいつでも、大きな駐車場とか、そういった場所がないショッピングセンターあるいは小型の店舗も結構ありますので、そこではどういった役割ができるのか、今後、廃棄物という視点で、社でも検討する必要があると認識しております。

訓練については、防災訓練等、BCP、BCMという点も踏まえ取り組んでいるところです。確かに計画どおりにいかないことが現実には起こると思いますが、訓練を繰り返すことによって、自分たちの役割の中で次に何をしないといけないか、どういうことを考えていかないといけないかと、ある程度すり込まれてきます。実際に起こったときは多分違うということも分かった上で、計画は計画として、あるべき手順を皆さんで共有しながらやってみて、それを繰り返すことによって、起こったときに、では次の手はと、頭の中で次の打つ手とか行動すべき計画というところがそれぞれに共有できるという点では、実際そのと

おりにはなかなかないとか、優先順位の問題とか、必ず出てくるとは思いますが、効果は絶対あると思っています。よろしくお願いします。

○田中会長 ありがとうございます。BCPというのは事業継続計画ですね。

それでは、遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 私は、部会の処理ワーキングのほうを担当させていただいておりました。きょう、処理の具体性が余りないのではないかという意見をいただいたり、仮置場の切実な問題というのは、どこの自治体であっても共通の事項なのだろうと思っています。議論の中で、処理計画として書くのはどこまでなのかということ結構意識して情報を取捨選択させていただいたという印象を持っています、処理技術のほうでやったことは、標準フローをつくることと処理の考え方を散りばめること、あとは、巻末資料に入っているような形になっております。どちらかというとマニュアル寄りなのかなという気はしております。

この災害廃棄物処理計画で災害廃棄物発生量は非常に大規模なものを書いていますけれども、これは小規模、中規模を合わせての災害廃棄物処理計画だと思っていますので、半ば言いわけじみたコメントになっていますが、そう考えてくるとなかなか書きにくい部分もいろいろあるということです。

本日も意見がありましたし、部会の中でも議論があったのですが、東京都として廃棄物処理計画を出されるのであれば他部局との連携というのは必須なのだろうと思っています。環境局として出すのであればこういう形だと思うのですが、都として出すときにはもう少し違う視点も入れられる部分は計画の中に入れておくことが重要なのだろうと私も思っております。

熊本にも行かせていただいて、いろいろヒアリングをさせていただいたのですが、この処理計画をつくるということ自体が、自治体の職員、市区町村も含めてだと思えますが、非常に勉強になって、発災時受援体制をつくるにしても、応援してきた人がしゃべっていることの内容にしても、この計画をつくるのが最も勉強になる、こういうコメントがありました。この計画をつくり上げていく、今回も中間まとめということですので、最終形がまた違う形でできると思いますが、そのプロセス自体も非常に重要な、第4章に相当するような、講習に近いものになるのではないかと考えております。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

最後に、石塚委員、何かございますか。お願いします。

○石塚委員 結構な御計画をつくっていただいておりますので、感謝申し上げます。私も西多摩から来ておりますから、環境が都心とはまるっきり違いまして、処理するにしても、海のほうですか、山のほうですか、いろんな問題があります。

いずれにしても、町村というのは、先ほど話題にもなりましたが、現在はほとんど町内会のような感じの町村が多いものですから、この対応は独自には非常に難しいと思っています。ですから、東京都に相当強力なリーダーシップをとっていただかないと都下の町村ではなかなか難しい面がいろいろ出てくるものと思います。

もう一つ、東日本大震災のときに若干のものをお引き受けしました。うちは西多摩衛生組合というのがあって処理しているのですが、近隣住民の説明というのが、山崎区長も先

ほど言われておりましたけれども、非常に難しい問題があるわけです。ですから、こういうときには当然皆さんが協力態勢に入るのだという認識を常日ごろからやっておかないと、いざとなったら、周囲の説明会から開くということになりますと、非常に時間もかかりま
すし、難しい問題が出てまいります。そういう面まで、地域の理解をすぐ得られるような
態勢まで持っていないとだめなのだろうと思っております。今、思いついたのはそんな
ところでございます。

○田中会長 ありがとうございます。

きょうは多くの有益な御意見をいただきました。これらの意見を踏まえまして、事務局
と修正の内容を固めたいと思いますので、最終的には私に御一任いただきたいと思います
が、いいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○田中会長 ありがとうございます。

なお、確認後の中間まとめにつきましては、パブリックコメントの手続を踏むこととい
たします。

中間まとめ案をまとめていただきました災害廃棄物部会の皆さん方の御苦勞に感謝いた
します。ありがとうございます。

それでは、議事の２つ目「今後のスケジュールについて」事務局から説明をお願いいた
します。

○藤井計画課長 本日は、さまざまな御意見をいただきまして、ありがとうございます。
ただいま会長のほうからお話しいただきましたとおり、会長に御確認いただいた上で、パ
ブリックコメントに付したいと思います。

資料６に今後のスケジュールを掲載しております。内容を固め次第、１か月程度パブリ
ックコメントを募集いたしまして、そこでいただいた意見を踏まえて、再度、部会で一旦
御審議いただいた上で、総会のほうに答申案という形で審議いただければと思ってお
ります。おおよそ５月か６月ごろを目途に考えております。どうぞよろしくお願いいた
します。

以上でございます。

○田中会長 続いて、報告事項に移りたいと思います。事務局から資料７、８に基づいて
説明をお願いしたいと思います。

○古澤資源循環推進専門課長 それでは、お手元の資料７をごらんください。ことしの１
月にこの審議会が開催されたときに御議論いただきまして、廃棄物処理計画に関する答申
をいただきました。その答申を踏まえまして、昨年度末の３月にこのような「東京都資源
循環・廃棄物処理計画」ということで策定しました。その概要をこちらにお示ししてお
ります。内容は、基本的に答申でいただいたものに沿って策定したところござい
ます。

簡単に振り返っておきますと、第１章で現状と都が直面している課題を整理し、第２章
は計画の基本的考え方ということで、持続可能な資源利用への転換、良好な都市環境の次
世代への継承という形に整理しております。第３章では、これもいろいろ御議論いただ
いた結果、１の資源ロスの削減から始まって、きょう御議論いただいております５の災害廃
棄物の処理体制に至るまで目標を掲げております。第４章の主要な施策については、ご
らんのとおりの形でいろいろ並べております。このような形で昨年３月に策定しまして、４
月から実施に入っているところでございます。

あわせまして、資料8をごらんいただければと思います。その後の東京都の計画の動きです。これは、昨年末に策定いたしました「2020年に向けた実行プラン」の概要を御紹介しております。

都民ファーストの視点で東京都の2020年までの取組を示した計画でございまして、昨年12月に計画として策定いたしました。3つのシティと書いてありますが、セーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティをこれから目指していくということで、都民ファーストの視点でこれらを実現して、首都東京の新しい成長戦略、そして、2020年の先を見据えた新しい東京の未来像を示していくという計画でございます。

東京都全体の計画としましては、3ページを見ていただきますと、先ほど申し上げましたセーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティの3つの観点で政策が並んでいます。本審議会で議論いただいております廃棄物、資源循環の関係は、スマートシティの中の政策の柱2の「快適な都市環境の創出」で掲げております。

その具体的内容につきましては、下にページ番号を振っておりますが、218ページでございます。こちらの政策展開4「“もったいない”（持続可能な資源利用）意識の推進」ということで、食品ロスの削減やレジ袋対策、そして、事業系廃棄物のリサイクルルールづくり、さらに再生資材の利用促進というテーマについてこのような記載をしております。

特に食品ロスにつきましては、国連の持続可能な開発目標で2030年までに半減という目標が掲げられていることを踏まえまして、東京都といたしましても、直ちに半減の目標を掲げるという段階にはまだ至っておりませんので、2020年までに「食品ロス削減・東京方式」を確立して、2030年までに半減の達成を目指していこうということでございます。

レジ袋につきましては、こちらも2020年のレジ袋無償配布ゼロに向けて、関係の事業者の皆さん、消費者代表の皆さん、区市町村と協議を進めていきたいとしております。

廃棄物の循環利用のさらなる促進のところでは、先ほど申し上げました事業系廃棄物の3Rのルールづくり等々を進めてまいりたいと考えております。

このような「2020年に向けた実行プラン」ということで12月に策定いたしまして、それに基づいて来年度予算案の編成をしたところでございます。都議会で審議をいただいておりますが、それを踏まえて、来年度こういった形で取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○田中会長　ありがとうございました。

この件で何か御質問あるいは御意見がございましたら、同じようにネームプレートを立てていただきたいと思います。金丸さん、お願いします。

○金丸委員　今、御説明いただきましたところで特に資源ロス削減の促進は、私たち流通業にとっては大きな課題であり、これについて取り組むことは、当然、各事業者とも非常に前向きに考えているところです。こういった取組を促進するに当たって、私ども流通を初めとする事業者も連携できるところは積極的に連携していきたいと考えておりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

以上です。

○田中会長　ほかに御意見ございますか。廃棄物は、スマートシティの政策の柱2ということで、平成29年度に1,000億円予算がついていますが、これは、通常の廃棄物の埋立処分とか、その予算を除いた、特にフードロスとかリサイクル促進、そのための予算で

しょうか。

○古澤資源循環推進専門課長 先生御指摘のとおりでございます。こちらの分野には環境局に限らず、他分野の事業も掲げておりまして、それで1,000億円になっておりますが、資源循環の関係は、食品ロスの関係、レジ袋の関係等々で3.1億円、この中では積んでおります。通常その他の廃棄物の埋立処分等々にかかっている予算については別枠という扱いでございます。

○田中会長 ということで、非常に大きな額が積まれていると感じますけれども、通常の廃棄物のためにも数千億円使っていますね。大体わかりますか。東京都が廃棄物分野で計上している予算というのは数千億円だと思いますが、収集運搬はそれぞれの区に。

○古澤資源循環推進専門課長 都のほうで実際の廃棄物の処分として積んでおりますのは、埋立処分の関係だけでございます。先生がおっしゃる数千億というのは、都内の一般廃棄物の処理の総額をお話しされていると思います。廃棄物対策の関連の総経費につきましては、約140億、今年度予算を積んでおります。

○田中会長 それに比べるとこの1,000億円というのは非常に大きいですね。

○古澤資源循環推進専門課長 これは、下水処理場の整備とか、そういうところも含めた都全体でのさまざまな分野の予算が入っておりますので、そうなっております。

○田中会長 さっき廃棄物に関連したのはここだというのがあって、廃棄物だけではなくて、下水道など環境全般ですか。

○谷上資源循環推進部長 ちなみに、環境局の予算は、29年度につきましては406億8,200万円積んでおりまして、廃棄物関係は、そのうち140億程度の内容になっております。

○田中会長 主に埋立処分の関係。

○谷上資源循環推進部長 埋立処分場の管理を行っておりますので、それに伴う費用が一番かかっております。

○田中会長 わかりました。

ほかはいいでしょうか。辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員 お金の話が出てきたもので、少し検討いただきたいと思っているのは、例えば政策展開4と書いてある資源ロスの削減とか、いろんな活動があると思います。この書きようは、例えば都民にライフスタイルの転換を促すとか、説明して広報するみたいな感じが書かれているのかなと思ったのですが、やはりそれに積極的に取り組んでいる地域のNGOや消費者団体も含めているわけですから、そういう人たちに、例えば金銭的な、今お金の話が出てきたので思ったのですけれども、取組やすいようなサポートをするみたいな、ダイレクトに都民がやるだけでなく、間に入ってもっとやってくれる人たちをうまくサポートするようなこともあったほうがいいと思います。

例えば金丸さんがおっしゃっていたような事業者の方たちはそういうのをすごく意識して、企業のCSRとして補助金や助成金を出すような、そういう取組がいろんなところでなされています。都もそういうところを、やっておられるかもしれませんが、よくわかっていないのですけれども、もしやっておられるなら、ちゃんとサポートするのだということを書いていただいて、そうするとまたNGOの人たちも頑張れるかなと思いました。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。金丸さんもいいですね。

○金丸委員 先ほどの分です。失礼しました。

○田中会長 ありがとうございます。

時間も大分終わりに近づきました。続いて、その他が予定に入っておりますけれども、何か予定したものがありますでしょうか。

○古澤資源循環推進専門課長 そうしましたら、1点御報告なのですけれども、口頭での御報告で申しわけございません。

2020年のオリンピック・パラリンピック大会のメダルを都市鉱山でつくろうというプロジェクトが始まっております。こちらにつきましても、廃棄物処理計画の中で小型家電のリサイクルの推進について掲げてきたところでございますけれども、この2月から都庁舎におきましても回収ボックスを設置して、大変多くの方から御協力をいただいております。既に半月ちょっとの間に1万個を超える携帯電話その他の電子機器を持ってきたという状況でございます。4月以降、さらに組織委員会のほうで全国的にこのプロジェクトを盛り上げていくことになろうかと思っておりますので、そういった旨を御報告させていただきます。

以上です。

○田中会長 いろいろマスコミが取り上げていますので、いいPRになりますね。小型家電の回収、リサイクルということで力を入れているけれども、なかなか進まないという中で、ああいうのは一番効果のある宣伝にはなりますね。回収されないと、そのまま埋め立てとか不適正処理につながるのです。

それでは、御発言がほかになれば、事務局に進行をお返ししたいと思います。

○藤井計画課長 本日は、多くの貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、環境局長の遠藤から挨拶をさせていただきます。

○遠藤環境局長 環境局長の遠藤でございます。

本日は、田中会長を初め、委員の皆様方には非常に熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。

ちょっとしたまとめみたいな感じになると思いますが、今後、パブリックコメントにかけていく中間まとめを仕上げるのであればいけないのですけれども、きょういただいた御議論の中には、中間まとめの修正を行うもの、あるいはマニュアルに落としていくもの、場合によっては最終答申でもう一度やるものがあるかというふうにお聞きしておりました。

さらに言いますと、区市町村とこれから最終答申が出た後、さらに考えていかなければいけないようなものもあるかと思います。活発な議論が出ました仮置場の問題なども、実のところ、事務局でもどの程度まで書くか悩んだところもございまして、非常にセンシティブな問題もあります。その辺は、山崎区長、石塚町長からきれいにまとめていただいたのですけれども、我々の苦悩の部分も少しは御理解いただけたのかなと思います。

いずれにいたしましても、今回の御議論を踏まえまして、さらにいいものをつくり上げていきたいと我々も思っております。これからもさまざまな御指導をいただきながらやっていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。本日は、まことにありがとうございました。

○藤井計画課長 本日いただきました議論を踏まえて、また答申案のほうで御審議いた

ければと思います。

今日は、これをもちまして、第17回「東京都廃棄物審議会」総会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。